

令和3年4月制定

東 京 都 財 務 局
電 子 納 品 運 用 ガ イ ド ラ イ ン

令和3年4月

編集 東京都 財務局 建築保全部

東京都財務局電子納品運用ガイドライン

<目次>

1. 運用ガイドラインの取り扱い	2
2. 電子納品の定義	2
3. 電子納品の対象業務	2
(1) 工事	2
(2) 設計業務等	2
4. 電子納品の対象とする成果物の範囲	2
5. 電子納品の内容	3
(1) 各データ形式について	3
(2) 電子成果物のフォルダ構成、管理ファイルについて	4
(3) 保存する記憶媒体について	11
(4) 電子成果物の原本性保証に関する対応について	12
(5) ファイル名について	12
6. 電子納品の手順	14
(1) 工事	14
(2) 設計業務等	15
7. 電子納品の実施にあたっての留意事項等	16
(1) 特記仕様書への記載内容	16
(2) 受発注者間協議事項	16
(3) 成果物の電子化	16
(4) 電子納品の確認（受注者）	16
(5) 電子成果物による検査	16
(6) 電子納品の確認（発注者）	17
(7) 納品物の管理	17
8. 参考基準等	17
(1) 参考基準等	17
(2) ホームページ	17
9. 用語について	18

1. 運用ガイドラインの取り扱い

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、東京都が推進する「東京都 CALS/EC アクションプログラム」に基づき、東京都財務局の営繕事業において電子納品を具体的に実施するにあたって、受発注者双方が留意すべき事項を示したものである。

本ガイドラインに記載されていない事項については、別途示す国の営繕工事電子納品要領等（以下「要領等」という。）によるものとする。

2. 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果物を電子データで納品することをいう。

なお、ここでいう電子データとは、本ガイドラインに示された形式等に基づいて作成されたものを指す。

3. 電子納品の対象業務

電子納品の対象業務は次による。

（１） 工事

対象工事は、「東京都工事施行規程（昭和 46 年 3 月 31 日 訓令甲第 15 号）」（以下「工事施行規程」という。）に定義されている「工事」で、特記仕様書で指定されたものとする。

（２） 設計業務等

対象業務は、「工事施行規程」に記載されている「設計等の委託」に関する業務とする。

なお、測量、地質調査、監理については、本ガイドラインを準用する。

4. 電子納品の対象とする成果物の範囲

本ガイドライン及び特記仕様書により指定した最終成果物は、原則、電子納品の対象とする。ただし、電子化が極めて困難な場合及び不可能な場合は、受発注者間の事前協議によるものとする。特に、施設において維持管理及び修繕業務等で必要となるライフサイクル計画の作成可能なデータであることが重要である。そのため、工事におけるしゅん功図面及び保全に関する資料は、原則、電子データでの納品とする。

5. 電子納品の内容

受注者は、最終成果物となりうる電子データを以下に示す形式により提出する。

(1) 各データ形式について

各データ形式は、次による。なお、各ファイルのサイズは、100MB 以下とする。それを超える場合は、章や編等で分割し、原則 100MB 以下とすること。これを超える場合は監督員と協議とする。

ア 共通事項

ファイル形式は次による。

(ア) Excel

Excel ファイルは「Excel2013」以降で作成したものとし、所定書式にマクロやリンク等を使用している場合を除き、マクロやリンク等は使用しないこと。また、設定を変えることなく、表示された画面が正常に印刷できることとする。

(イ) Word

Word ファイルは「Word2013」以降で作成したものとし、Windows 標準フォント以外は使用しないこと。また、設定を変えることなく、表示された画面が正常に印刷できることとする。

(ウ) PDF

PDF ファイルは、オリジナルデータを PDF 変換したデータとする。解像度は 300dpi 相当以上とし、バージョンは 1.3 以降とする。また、白黒印刷で内容が把握できること。なお、Excel や Word で作成された資料の PDF 変換は、不要とする。

イ 図面

図面の作成方法の詳細については、国土交通省の要領等を参考とすること。(ファイル名やフォルダ構成は除く。)

(ア) オリジナル CAD

受注した業務の図面の作成に使用した CAD データ形式とする。また、その CAD データを他のパソコンで使用するために必要なファイルを添付すること。

(イ) DXF

オリジナル CAD 図面を DXF 変換したデータ形式とする。バージョンは、R12J 以降とする。なお、DXF 変換の際、出来るだけ元の図面が正確に再現できるように注意すること。

(ウ) PDF

オリジナル CAD 図面を PDF 変換したデータ形式とする。解像度は 300dpi 相当以上とし、バージョンは 1.3 以降とする。また、複数の図面を 1 ファイル

にする場合は、ファイル名に収納した図面番号（例：001～005）を入れること。
白黒で印刷を行っても内容がわかるものとする。

(エ) **SXF**

オリジナル CAD 図面を **SXF** 変換したデータとする。形式は図面の特性により、**STEP/AP202** に準拠した **P21** 形式または **sfc** 形式とし、国土交通省の **sxf** ブラウザ **Ver.3.12** 以降で表示可能とする。

ウ 工事写真

工程ごと、施工種別ごとに整理し、アルバム様式に編集を行い、**PDF** 変換したデータ形式とする。解像度は **300dpi** 相当以上とし、バージョンは **1.3** 以降とする。

エ 保全に関する資料（指定様式）

保全に関する資料は、東京都財務局のホームページ「建物保全データについて」（<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/220521tatemonohozen.html>）にある様式を使用する。

オ 事前協議書

監督員と協議し、その結果を記載した「事前協議書」を **PDF** 変換したデータとする。解像度は **300dpi** 相当以上とし、バージョンは **1.3** 以降とする。また、白黒で印刷を行っても内容がわかるものとする。

カ その他

その他作成する資料のデータ形式は、アによる。また、上記以外のソフトで作成した場合は、オリジナルファイルとともに、**PDF** 変換したデータも併せて納品すること。なお、必要に応じてビューソフトを添付すること。

(2) **電子成果物のフォルダ構成、管理ファイルについて**

電子成果物のフォルダ構成、管理ファイル等は、次の図及び表を原則とし、わかりやすい構成とする。また、その他の資料は、事前協議を行い、電子データで扱うことが効率的な資料について電子納品を行うこととする。

図1-1 成果物のフォルダ構成（工事）（1/2）（例）

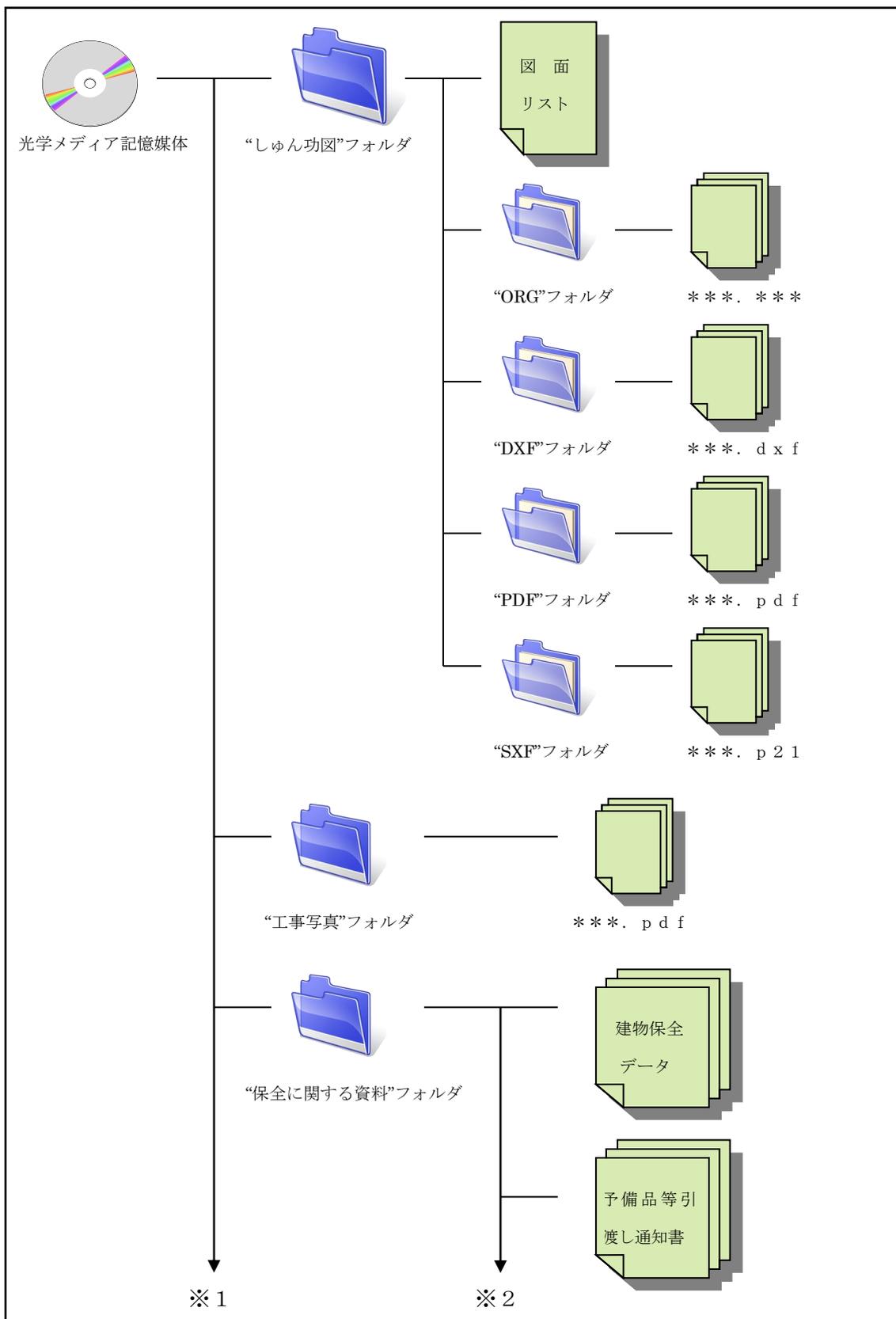


図 1-2 成果物のフォルダ構成（工事）（2 / 2）（例）

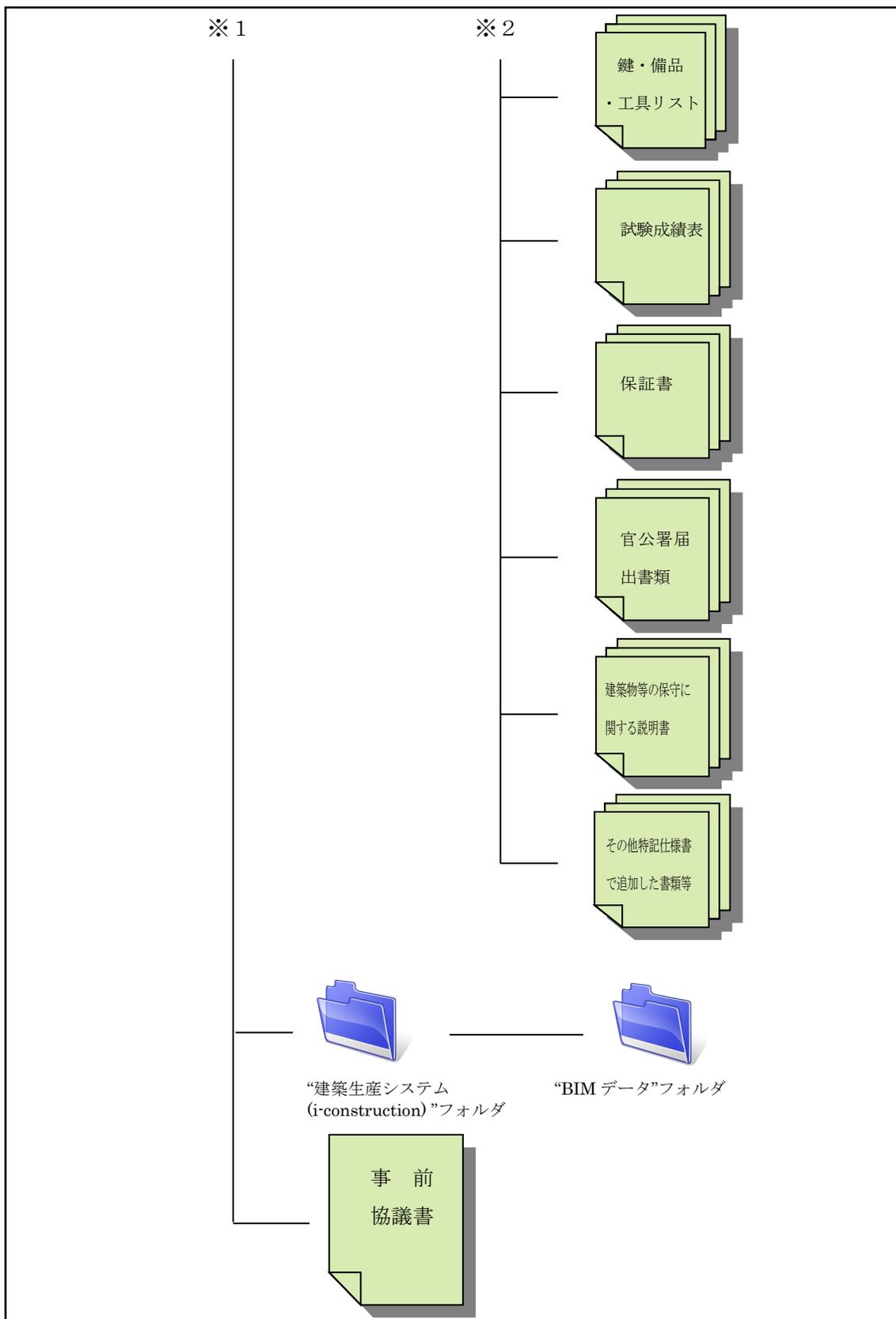


図 1-3 成果物のフォルダ構成（基本設計）（例）

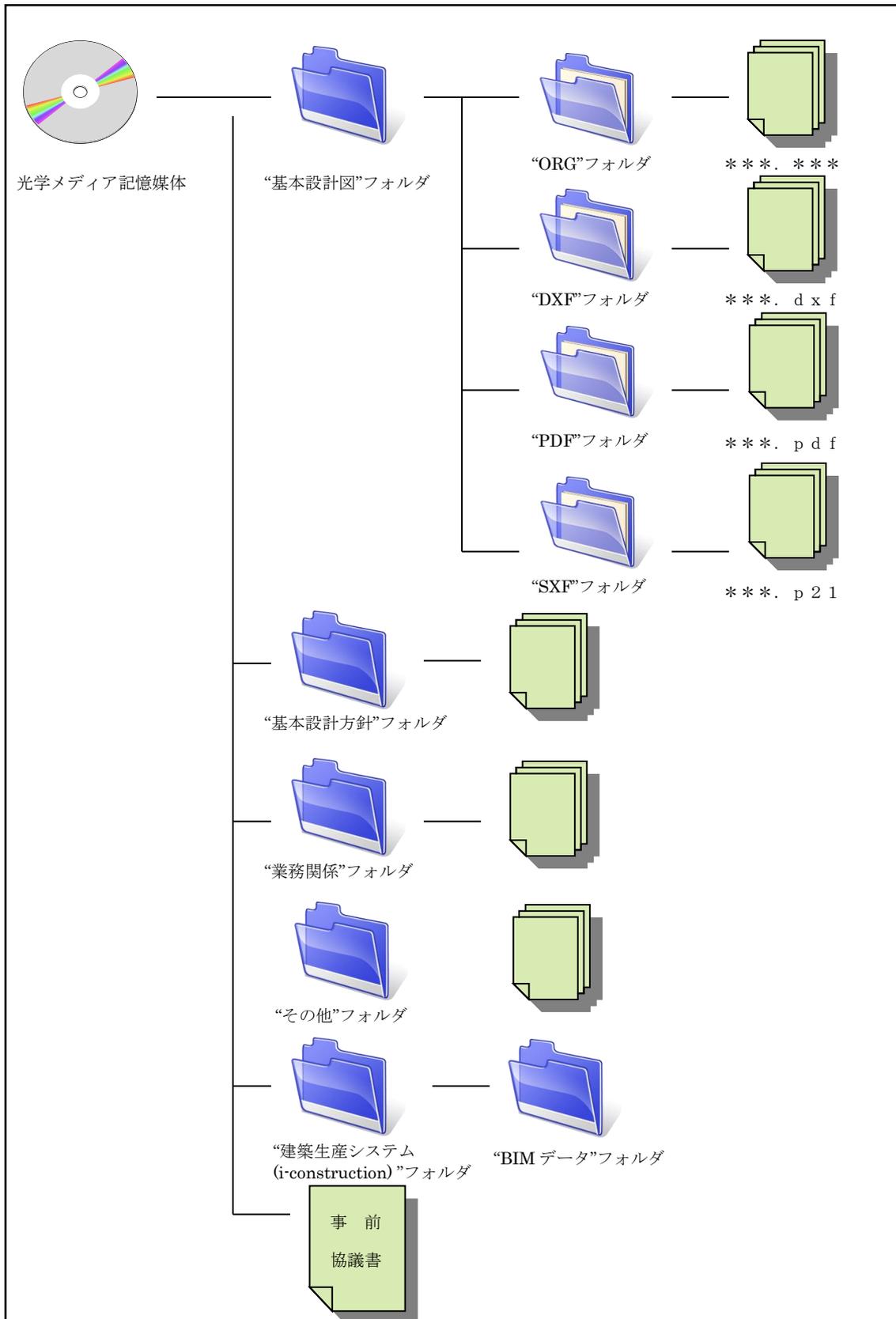


図1-4 成果物のフォルダ構成（実施設計）（1 / 2）（例）

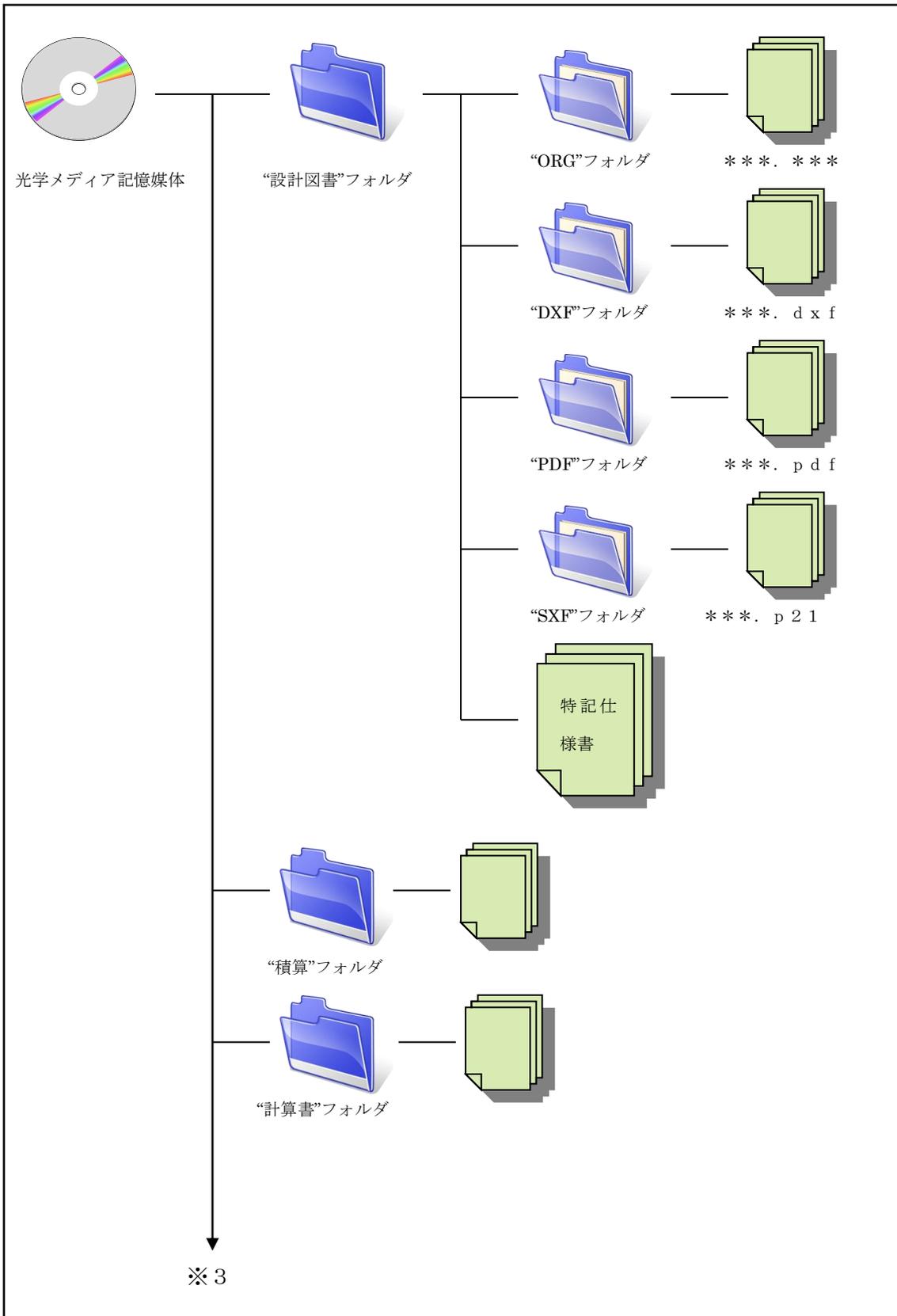


図1-5 成果物のフォルダ構成（実施設計）（2 / 2）（例）

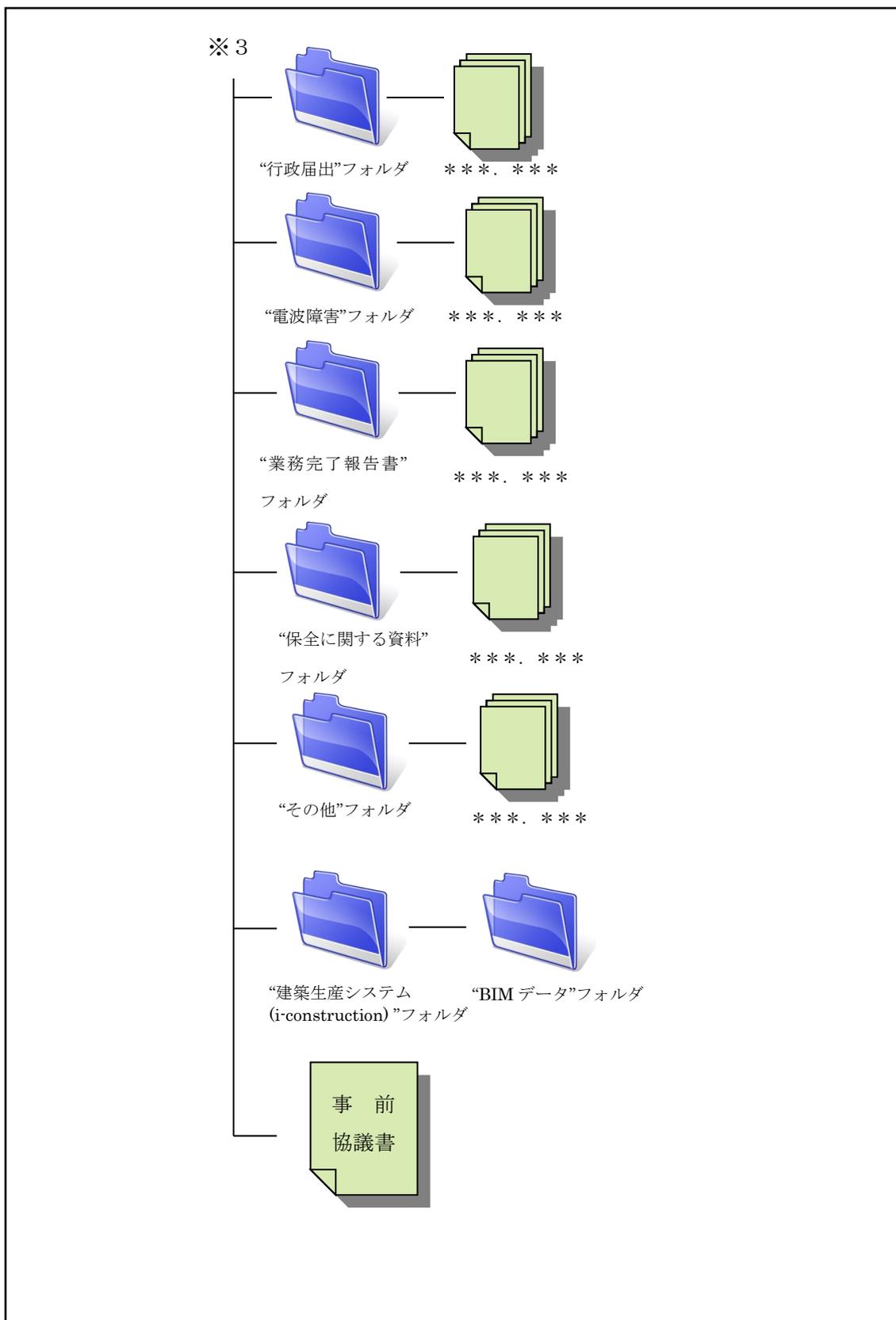


表 1-1 成果物のフォルダ内容（工事）

フォルダ名称	工事関係資料名
しゅん功図	図面リスト（ファイル）
	ORG オリジナルの CAD 図面データ
	DXF DXF 変換した CAD 図面データ
	PDF PDF 変換した CAD 図面データ
	SXF SXF 変換した CAD 図面データ
工事写真	工事写真
保全に関する資料	建物保全データ
	予備品等引渡し通知書
	鍵・備品・工具リスト
	試験成績書
	保証書
	官公署届出書類
	建築物等の保守に関する説明書
	その他特記仕様書で追加した書類等
建設生産システム (i-construction)データ	BIM データ (「BIM 適用事業における成果品作成の手引き」による。)
事前協議書（ファイル）	

表 1-2 成果物のフォルダ内容（基本設計）

フォルダ名称	設計関係資料名
設計図書	ORG オリジナルの CAD 図面データ
	DXF DXF 変換した CAD 図面データ
	PDF PDF 変換した CAD 図面データ
	SXF SXF 変換した CAD 図面データ
基本設計方針	基本設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 計画説明書、仕様概要書、工事費概算書、各計算書等
業務関係	基本設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 業務実施計画書、打合せ記録簿等
その他	上記以外で基本設計成果物納品リストに記載された成果物 例) リサイクル計画書、EMS 及び環境配慮チェックシート
建設生産システム (i-construction)データ	BIM データ (「BIM 適用事業における成果品作成の手引き」による。)
事前協議書（ファイル）	

表 1-3 成果物のフォルダ内容（実施設計）

フォルダ名称	設計関係資料名
設計図書	ORG オリジナルの CAD 図面データ
	DXF DXF 変換した CAD 図面データ
	PDF PDF 変換した CAD 図面データ
	SXF SXF 変換した CAD 図面データ*
	特記仕様書（ファイル）
積算	実施設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 工事費概算書、数量積算書、見積書等
計算書	実施設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 構造計算書、設備設計計算書等
行政届出	実施設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 省エネルギー計画書、建築物環境計画書等
電波障害	電波障害予測調査報告書
業務完了報告書	実施設計成果物納品リストに記載された成果物 例) 設計委託概要、業務工程表等
保全に関する資料	建物保全データ
その他	上記以外で実施設計成果物納品リストに記載された成果物 例) リサイクル計画書、EMS 及び環境配慮チェックシート
建設生産システム (i-construction)データ	BIM データ (「BIM 適用事業における成果品作成の手引き」による。)
事前協議書（ファイル）	

(3) 保存する記憶媒体について

保存する記憶媒体の種類は、データ量に応じた追記不可の光学メディア記憶媒体とし、十分な耐久性及び信頼性を持つものとする。そのため、提出者は、提出後 2 年間読み取りができることを保証するものとする。一枚の光学メディア記憶媒体に収まらない場合は、複数とし、ラベルにその旨を記載すること。なお、理論フォーマットは、次による。

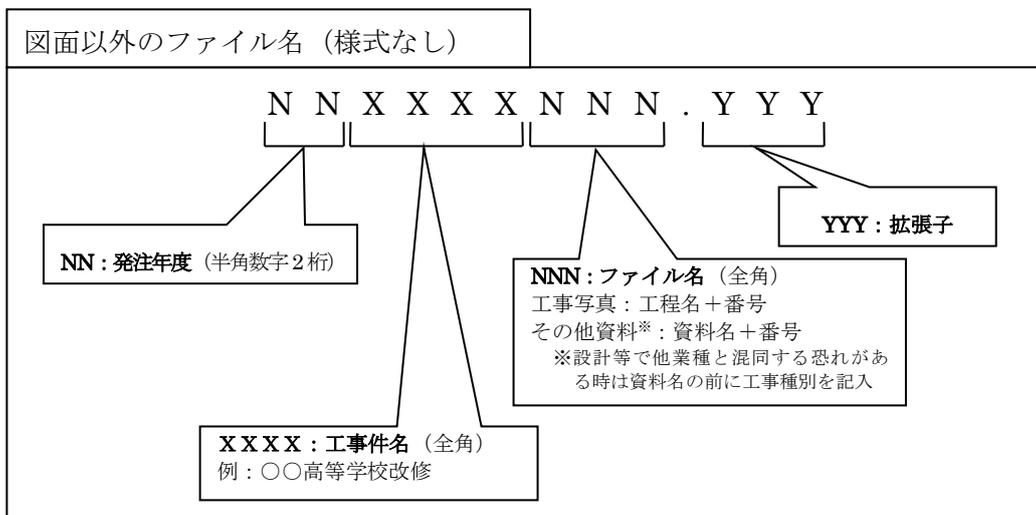
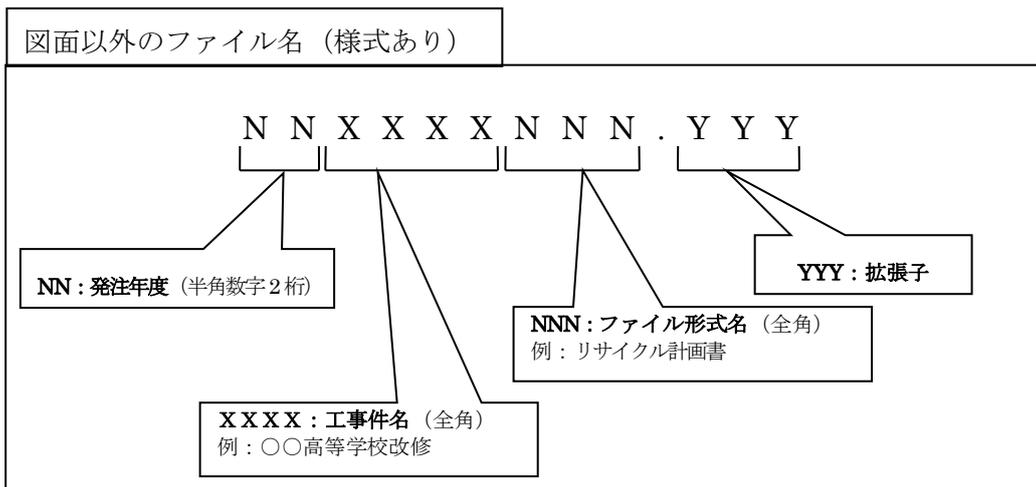
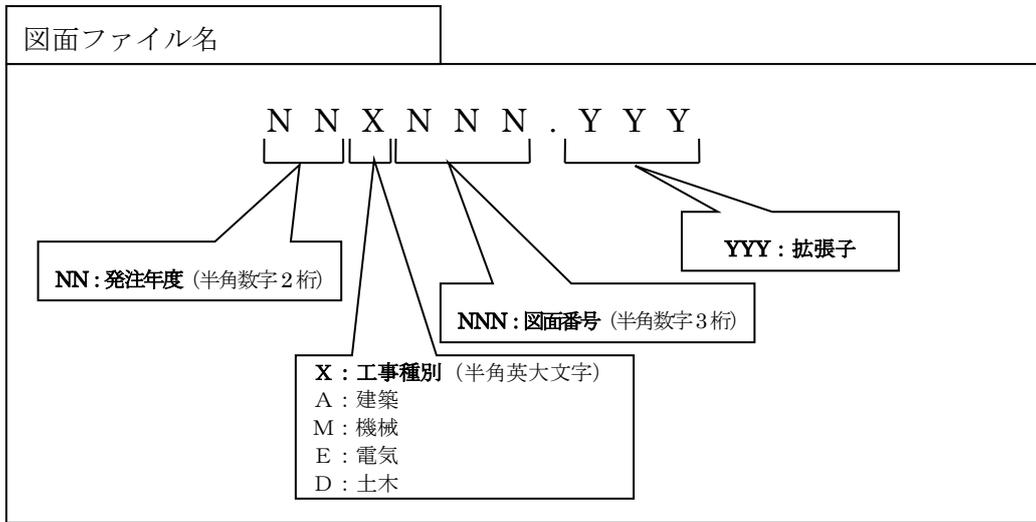
ア CD - R

- ・ ISO 9660
- ・ Joliet
- ・ UDF

イ DVD - R

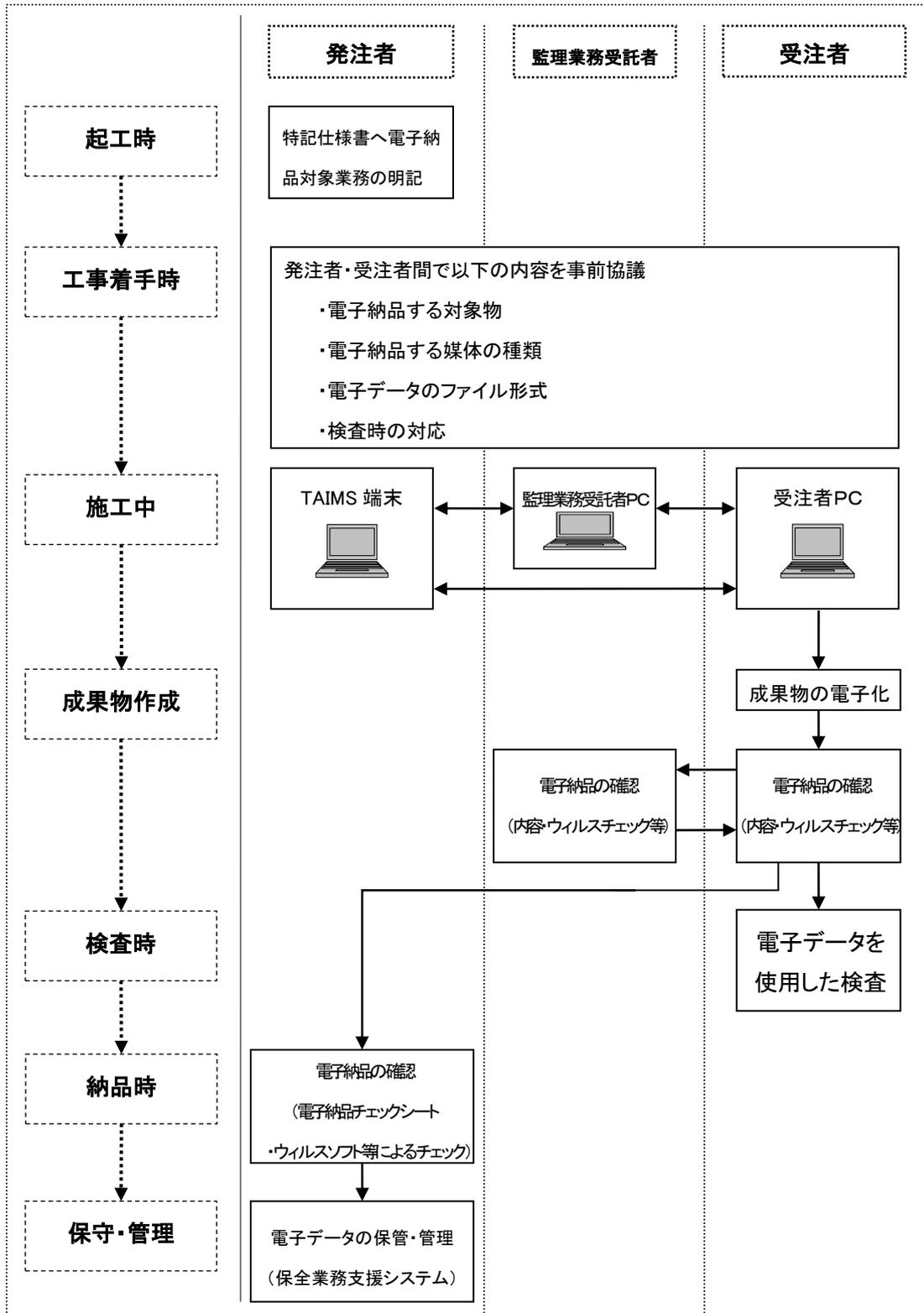
- ・ UDF

図3 ファイル名の参考例

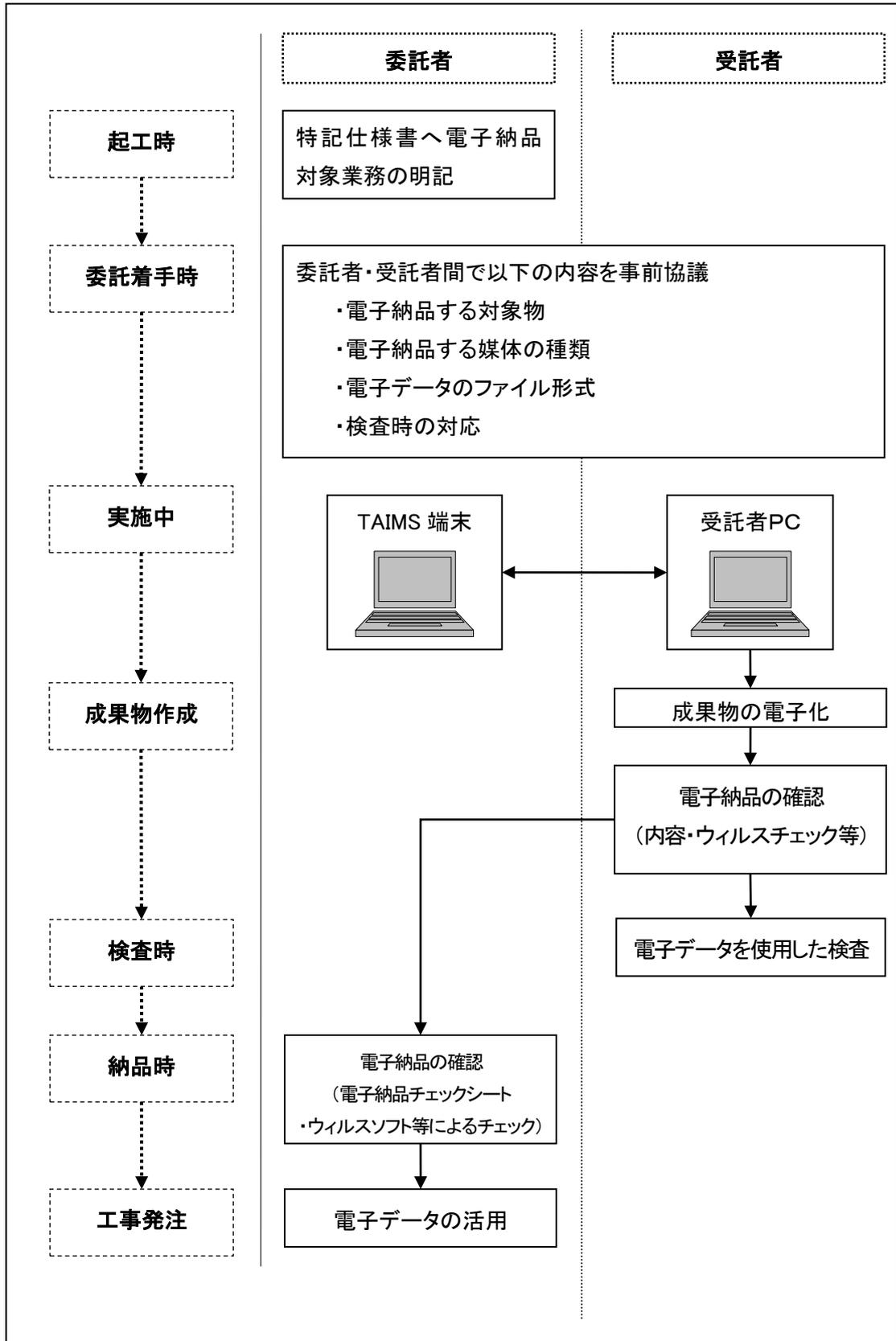


6. 電子納品の手順

(1) 工事



(2) 設計業務等



7. 電子納品の実施にあたっての留意事項等

(1) 特記仕様書への記載内容

電子納品の実施にあたって、特記仕様書に記載すべき事項を以下に示す。

ア 工事

- ・ 電子納品の実施
- ・ 本ガイドラインの適用
- ・ 提出部数
- ・ その他本ガイドラインに記載のない事項

イ 設計業務等

- ・ 本ガイドラインの適用
- ・ 提出された CAD データ及び建物保全データを、当該施設に係る工事の受注者に貸与し当該工事における施工図、当該施設の完成図及び建物保全データの作成に利用することがあること（実施設計）
- ・ 提出部数
- ・ その他本ガイドラインに記載のない事項

(2) 受発注者間協議事項

電子納品の実施について、本ガイドラインにより難しい場合には、「事前協議書」に基づき決めることが出来る。

なお、その際の「事前協議書」は、電子成果物として納品すること。

(3) 成果物の電子化

(2) に基づき決められた範囲の成果物を電子化する。

(4) 電子納品の確認（受注者）

(2) に基づき、(3) が完全に電子データとして揃っていること、及び閲覧可能であることを確認する。また、最新のウィルス対策ソフトでウィルス感染がないかを確認する。なお、使用するウィルス検査ソフト及びウィルス定義ファイルは、ウィルス検査を行う時点で最新のものを使用すること。

(5) 電子成果物による検査

電子納品された成果品を使用した検査は、発注者・受注者が協力して検査を効率的に行うために、以下の手順で行う。

ア 事前協議と確認

電子納品の成果物を使用した検査の範囲については、検査を効率的に行う観点から、受発注者間の事前協議により取り決め、事前に検査員に確認を行う。

イ 検査時の体制

検査に当って、必要な機材等については監督員の下、受注者等が準備する。なお、検査の効率化に支障がある場合、又は検査員より指定のあった場合は、発注者と協議し、これによらない検査とする。

以下に協議事項の例を示す。

- ・ 電子成果品により検査を行う範囲
- ・ 検査用機器構成
- ・ 閲覧用ソフトウェア
- ・ 機器の操作

(6) 電子納品の確認（発注者）

(2) に基づき (3) が完全に電子データとして揃っていること及び、閲覧可能であることを確認する。

保全に関する資料については、「電子納品チェックシート[納品時]」で納品物の内容を確認する。

(7) 納品物の管理

納品された光学メディア記憶媒体のうち、一部（一式）は工務課保全担当に提出する。

8. 参考基準等

本ガイドラインで準用する国土交通省の各種要領・基準を以下に示す。また、これらの資料を入手できる「国土交通省大臣官房官庁営繕部」、「国土交通省国土技術政策総合研究所」「国土交通省国土地理院」のホームページを以下に示す。

(1) 参考基準等

- ・ 営繕工事電子納品要領【国土交通省 大臣官房官庁営繕部】
- ・ 建築設計業務等電子納品要領【国土交通省 大臣官房官庁営繕部】
- ・ CAD 製図基準に関する運用ガイドライン【国土交通省 大臣官房技術調査課】

(2) ホームページ

- ・ 【官庁営繕部】 http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm
- ・ 【国土技術政策総合研究所】 <http://www.cals-ed.go.jp/>
- ・ 【国土地理院】
<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/download/denshinouhin/index.htm>

9. 用語について

電子納品の実施にあたって用いる用語について、設計図書、設計仕様書、工事監理仕様書において、ほぼ同義の資料の名称が異なる場合があるが、電子成果物の管理上同じ用語を用いることが望ましいため、電子納品の実施にあたっては本ガイドラインに示す用語を用いることとする。本運用ガイドラインで記述されている用語については以下のとおりである。

- **DXF** (ディーエックスエフ ; **Drawing Exchange Format**)

CAD ソフトウェアで作成した図面のファイルフォーマットで、CAD 図面の情報交換におけるデファクトスタンダード的な存在である。二次元および三次元の図形をベクトルデータとして格納する。

- **PDF** (ピーディーエフ ; **Portable Document Format**)

米 **Adobe Systems** 社が開発したドキュメント・ビューア・ソフト **Acrobat** で、表示・印刷できるファイル形式である。**Acrobat** は、ドキュメントを作成した環境と別の環境(異なる機種、OS) との間におけるドキュメント交換を可能にするものである。

- **SXF** (エスエックスエフ ; **Scadec data eXchange Format**)

CAD データ交換標準コンソーシアム (**SCADEC**) が提唱する、異なる CAD 間でデータをやりとりする際に使用する中間ファイル形式である。**SXF** には、**P21** 形式と **sfc** 形式とがある。**P21** 形式は国際標準規格に準拠している。一方、**sfc** 形式は、**P21** に比べてデータ量が少なく、設計業務や工事関係者間の CAD 図面の交換や共有に利用されている。

東京都財務局
電子納品運用ガイドライン

令和3年4月発行

編集・発行 東京都財務局建築保全部技術管理課
電話 03-5388-2840